

平成13年1月9日広陵町議会  
第1回臨時会会議録

平成13年1月9日広陵町議会第1回臨時会は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 山田光春 | 2番  | 小原昇  |
| 3番  | 片岡福美 | 4番  | 寺前憲一 |
| 5番  | 松野悦子 | 6番  | 角谷静作 |
| 7番  | 吉田信弘 | 8番  | 中山正  |
| 9番  | 山本登  | 10番 | 青木義勝 |
| 11番 | 笹井正隆 | 12番 | 坂口友良 |
| 13番 | 山本悦雄 | 14番 | 松本政治 |
| 15番 | 吉岡章男 | 16番 | 出張光男 |

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|           |       |        |      |
|-----------|-------|--------|------|
| 町長        | 林田孝一  | 助役     | 奎川一郎 |
| 収入役       | 森藤友次郎 | 教育長    | 吉村崇  |
| 総務部長      | 和田建三  | 福祉部長   | 野村完治 |
| 環境部長      | 畠山恵俊  | 都市整備部長 | 山内清信 |
| 水道局長      | 吉村正勝  |        |      |
| 教育委員会事務局長 | 土佐敏行  |        |      |

4 本会議の書記は、次のとおりである。

|    |          |
|----|----------|
| 局長 | 中尾勝      |
| 書記 | 乾善雄 吉田英史 |

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。  
これより第1回臨時会を開会いたします。

(A. M. 10:26開会)

議長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 日程番号 | 付議事件      |
| 1    | 会期の決定について |

- 2 会議録署名議員の指名  
3 議案第 1 号 平成 1 2 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）  
4 議案第 2 号 平成 1 1 年（ヨ）第 7 5 号ごみ処理施設操業停止仮処分申請事件に係る訴訟の和解について

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。  
本臨時会の会期は、過日の議会運営委員会で本日 1 日とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日 1 日と決定いたしました。  
なお、付議案件につきましては委員会の審査を省略して、本日議決願いたいと存じますのでよろしくお願いをいたします。

議 長 次に日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により、  
1 0 番青木君  
1 1 番笹井君  
に指名いたします。

議 長 次に日程 3 番、議案第 1 号、平成 1 2 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。  
朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案の説明をさせていただきます。平成 1 2 年度の一般会計の補正予算でございますが、まず歳出の 7 ページ、一番最後のページでございますが、そこをご覧願いたいと思います。

東幼稚園の建築工事費 2, 0 0 0 万円の補正でございますが、当初国の臨時経済対策という制度に乗るがために 9 月議会で補正させていただいたわけでございますが、詳細設計を待たずに概算の設計でスタートいたしました関係で若干今回工事費が増えてきたわけでございます。中味といたしましては、当初建設の外階段ですか、階段を外側に設けると、こういう予定でございましたが、詳細設計を進める中で、これを内階段に取り込んだものでございます。従いまして建築面積も増えてきたと、こういうものがございます。それから当初鉄骨造りを想定いたしておりましたが、これを鉄筋コンクリート造りに変更させていただきました。こういった点が事業費が増えたものでございます。最終的には東幼稚園の総工事費は 2 億 3, 2 7 0 万円と、こういうふうになるわけでございます。それからこれにあたります歳入につきましては起債で対応いたしたいと、こういうふうになっております。

それから3ページを見ていただきたいと思います。繰越明許費の補正でございますが、安部の高田川に架かっております中将橋の架替工事費の負担金、これは県が発注いたします工事の負担金でございますが、県では既に工事は発注済みと、こういうふうになっております。2か年に渡りますので、従いまして1,859万円負担金の分を繰り越したいと、こういうものでございます。これは30パーセントにあたる分でございます、70パーセントにあたります分につきましては、既に県に支払いをいたしております。それから下の堂前橋架替工事負担金450万7,000円、これは南郷に土庫側、水道局の北の方向に向かって約100メートルほどの所でございますが、これも県の工事でございます。既に発注済みでございますが、これも70パーセントは既に払っております、残り30パーセントにつきまして負担金を繰り越したいと、こういうものでございます。それから下は東幼稚園の先ほど説明させていただいた工事費の修正でございます。

それから、ちょっとお手元に東幼稚園の計画の図面がございますので、この説明もさせていただきます。まず最初のカラー刷り、これは鳥瞰図でございます。めくっていただきますと東幼稚園の配置図がございます。園舎、運動場、砂場、すべり台等が配置されております。それから次めくっていただきますと1階の平面図でございます。保育室そして遊戯室、会議室、職員室あるいは保健室等が配置されることになっております。それからめくっていただきますと2階の平面図となっております。2階も保育室と、ちょっと字がわかりにくいですが幼児用図書室が配置される予定になっております。それから次めくっていただきますと立面図でございます。以上まことに簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 従前は幼児対策室を作って広陵町の乳幼児に関する議論をされてきて一定の結論が出たということだと思んですが、広陵町の乳幼児の今後の保育所あるいは幼稚園を含めてどのような計画をもってあたられるのか。いま現在広陵町での状況を踏まえて、この東幼稚園改築にあたっての今後の施策の問題についてお聞きしておきたいと思うんです。

それとこの空き地の問題について総合的な運動公園、健民グラウンド等を含めてどのような方向での見取図、9月議会では具体的な内容が出てないんですけれども、どういう形での問題を持っておられるのか、財政的な問題を含めて重要な問題だというように思います。そういう点についてもお聞きしておきたいと思います。それから東幼稚園に限って言えば、今後の幼稚園の運営の計画どうやっておられるのか、その点の部分についてお聞きしたいと思います。これは保育園との関連で東校区等についてこれからの中味が検討当然されたと思いますので、これは東校

区に限っての内容を聞いておきたいというように思うんです。

議 長 教育長！

教 育 長 寺前議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、健民グラウンドの整備につきましては今後十分検討を重ねて空き地利用について考えていきたいと、このように考えております。それから今まで幼児対策課の方で幼保一元化について種々研究検討をしていただいていたわけですが、幼稚園の方はご承知のとおり文部省、この1月からは文部科学省に変わったわけですが、そういう管轄になっておりますし、保育所の方は厚生省の管轄というようなこともありました。いろいろな観点から幼保一元化について検討してきたわけですが、そういうようにやはり保育と、それから教育という非常に難しい違いと言いましょいか、そういう部分と管轄の違いもございませう。そういうようなところから幼保一元化ということではなしに、もちろん保育内容、教育内容については同じ類する面が多いわけですが、教育委員会といたしましては幼保一元化という観点からの、そういう施設は作らないということでございます。

それからちょうど平成7年頃から幼稚園の統廃合につきまして教育委員会としましても、現在詳しい資料は持っておらないんですけれども、教育委員会として機会あるごとに検討をしてみりました。それから統合についてのメリット、デメリット等につきましても関係機関のご意見あるいは保護者等の、いわゆる現在幼稚園に通わされている保護者、あるいは子育て支援の中で、まあ現在は3歳児も幼稚園の方に来てもらっているわけですが、今までは3歳児の親御さんをお子育て支援という中で各幼稚園で年間を通して事業を持ってみましたが、そういう場での保護者のご意見、あるいはその他内外の方々のご意見を聞きながらこのメリット、デメリットについて検討して参ったわけですが、やはり統合というよりも、現段階おきましては現在の幼稚園を維持していくというのが望ましいということで昨年の春くらいでしたか、ちょっと資料を持っておられませんのではっきりとしたことはお答えできませんけれども、教育委員会として最終的には統合しないということに決定したわけでございます。

そして今度東幼稚園の運営についてのお尋ねでございますが、附属幼稚園というように建設のあかつきにはもっていききたいと、そして町内の幼稚園につきましては小学校と同一敷地内にある幼稚園を全部附属幼稚園という形にもっていききたいと思っております。従いまして現在のところ真美ヶ丘第1、それから真美ヶ丘第2小学校のそれぞれの附属幼稚園というようにされているわけございまして、東幼稚園につきましても建設のあかつきには東小学校の附属幼稚園というようにしたいと、このように考えているわけでございます。そして附属にすることによりまして今よく言われます幼・小の連携ということをおさらに密にした幼稚園経

営を実施してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 基本的に私たちも学校が良くなるということについては異議ないところなんですけども、要は広陵町の財源の厳しい状況の中で計画的に取り組むことが最大必要だということが挙げられると思うんです。幼稚園の建設の問題というのは、東小学校については地元要望などを含めて積極的な声が上がっていたわけですけれども、幼稚園についてのいわゆる場所の確保というのは当然必要だということに思うんですが、今回この幼稚園の新設が出てきた経緯というのはどのような経緯で捉えていいのか。そして東幼稚園の今後の入園の見通しなどについての検討も当然されていると思うんですが、そういう内容を含めてどのような運営を行っていくというようになるのかですね、それと先ほど言ってるように、西では附属2校あるわけなんですけれども、当然建て替え等についての計画というのは、どのような形でそじょうに上がるのかですね、そういう全体的な問題を報告しておいていただきたいというように思うんです。

議 長 教育長！

教 育 長 東幼稚園につきましてはご承知のように小児施設設備も古くなっておりますし、これを全面的に改築するということになりますと相当な経費も必要になってまいります。ご承知のように天井、壁等を見ますと非常にクラックもこう入っております。そういうような面でやはり全面改築をするにしても相当な経費を必要とするというような面、それから先ほど申しましたように幼・小の連携を深めていくという所から東小学校の同一敷地内にすることによって、より幼・小の連携を図って教育効果も高められると。ご承知のようにいま学級崩壊等々、小学校1年生で学級崩壊が起こっていると、これにはやはり幼・小の連携の不十分さ、あるいはしつけ面におきまして、そういうところに弱さがあるのではないだろうか、そういうような面も出ておりますし、また国民会議でしたか、その中にも、これは免許法で私は今の段階ではできないと思ってるんですけども、小学校の先生ももっと幼稚園に入ると、また幼稚園の先生も小学校の低学年の方に携わっていくというような案も議論の中にそういうお話も出ておりました。それは即そういうことを出来るとは免許法の改正等々いろいろあるかと思しますので出来ないと思いますが、そういう必要性も現実子供達の様子を見る中で、そういうようなご意見も出ているというようなところから、やはり建築をする以上は、やはり小学校の同一敷地内に建設することが一番ベストであろうというように考えて、同一敷地内というように決定させていただいたわけでございます。

それから西幼稚園ということですが、現在のところ施設設備

から考えまして特に大きな改修するに至っていないということでございますので、現在のところ西の幼稚園については建築云々ということについては考えておりません。以上でございます。

議 長 はい他に、11番議員！

11番議員 ちょっとお尋ねします。

土木橋梁費の件でございますが、その橋梁2橋につきましておわかりの範囲で結構でございますが、道路の橋の構造、橋長、幅員、道路勾配、位置等を新旧についてわかったらお教え願いたいと思いますねけども。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 位置等につきましては、中将橋も堂前橋も現況の場所で架け替えということでございます。あと幅員、延長等につきましては構造につきましては、また全員協議会の方でも中味について説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、11番議員！

11番議員 もう1点ちょっと聞くの忘れたんですねけど、農面道路の安部南郷線ありますね、あの突き当たりの桜並木、なんか伐採しておられますねけど、それは今の県のどういう関係かな。なんか橋の部分だけなんか桜伐採しておられるように見受けられますねけども、その件につきましてもわかりましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 現在二つ目の農面道路の突き当たりにつきましては、中将橋の掛け替えのために中将橋が落としますので、その仮橋の設置場所でございます。

議 長 他に質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 先ほどの寺前議員の質問あったわけなんですけど、西の幼稚園、東の幼稚園、築何年に建設されたのか教えていただきたいんですけども。それから財源内訳の方もちょっと補正では出てたかと思うんですけども財源内訳を再度確認したいと思っております。それからそういう補助制度に則っての建設になるのかも教えていただきたいと思っております。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 お尋ねの東につきましては資料として持ってるんですが、西の方についてはちょっと資料を持ってませんので、築についてはちょっとお答えできないわけですが、東については49年の4月に一応竣工しております。

議 長 はい、総務部長答えてください。

総務部長 ちょっと全体の財源内訳というご質問でございますが、ちょっと資料を持っておりませんので、また全員協議会でお答えさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 築年月日の資料がないということなんですけれども、西の方は私もそ

の時広陵町にいなかったもんですから、建設年いつかちょっと全然記憶ないんですが、わからないんですが、まだ東の方もそういう部分で言えば対応年数以内だったのかなというのがありまして、西の方はまだ全然傷んでないということも含めてですね、どうなっているのかなということでお聞きしましたので、じゃあ全員協議会の時でも再度教えていただきたいと思います。

それから東幼稚園の方の現在の園児数と今後の推移の見通しについても確認しておきたいと思いますのでお願いします。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 年々3歳児は少し増えておるわけですが、今度の見通しとしては園児数が現在の申込の段階で3歳児が13名、4歳児が10名、5歳児が10名、合計36名と、今後もおそらくこの数字は大して変わらないというふうに見通しを立てております。

議 長 はい他に。 1番議員！

1番議員 予算の立て方について一つお聞きしておきたいと思います。この東幼稚園については去年の12月補正予算でこうした形で予算計上され通ったわけで、こうした形でやられています。こうした箱物はいわゆる投資的経費と言われるもんですが、今までは国からの補助事業が、そうしたやり方で補助事業でやる方が多かったわけですけれども、最近になってこうした東幼稚園、また総合福祉センターを含めてですね、こうした単独事業がこうした形で各自治体多くなっているのが、いま日本のいわゆる自治体を見てもこうした形をとっておられるのが多いわけですが、そうしたやり方についてはいわゆる自治体の自前の資金をこうして用意しなければいけないわけですが、こうしたやり方についていわゆる財政的にいろんなことを苦慮されている点があると思いますけれども、これについての考え方を総務部長お願いしたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 ちょっと先ほどの松野さんのご質問で、ちょっと戻らせていただくような形になるわけですが、ちょっと全員協議会でというご説明させていただいたんですが、この東幼稚園につきましては100パーセント全額起債という形で対応をさせていただく予定でございます。一応東幼稚園につきましては建築工事費が2億円、そして設計料が470万円、そして幼稚園の初度備品が800万円という形で9月に補正をさせていただきまして、そして今回それにプラス2,000万円という形の、これは工事費の補正でございますが、させていただきまして。全額起債対応ということでございますが、初度備品につきましては一般財源という形で対応をさせていただく予定でございます。

また、ただいま山田議員さんからご質問がございました、いわゆる補助金制度が多かったのが、いわゆる単独事業という形に変わってきてる状況でございますが、一応全く町独自の単独事業というのではなしに、

100パーセント起債に対しまして、いわゆる元利償還時に交付税に算入されてくると、こういうのが約45パーセントほど交付税で戻ってまいりますので、町といたしましてはその制度の方が有利であると、こういうような状況を判断いたしまして、いわゆる単独事業として交付税措置のある起債を充てていくと、こういうやり方に町も変えてきていると、国のそういった有利な制度を選択していると、こういうふうにご理解お願いいたしたいと思います。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 いま総務部長が、償還時の45パーセントが交付税で見てもらえるというような数字的にはわかるわけですが、いわゆるそうした目に見える形ですね、やはりそうした財政的な援助がなかったら、なかなか起債だけを積み上げて単独事業をするというものはなかなか大変、今後のことを考えればですね、難しいのではないかと思うわけですから、こうしたきっちりとした目に見える形ですね、こうしたもんで財政的な援助があったというようなものをきちっとして町民に示していただければ、この単独事業というものが理解できるのではないかなと思うのでありますが、その点についてどうでしょうか。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 一括いたしまして交付税で入ってくるという形につきましては、確かに交付税に算入されていると、需要額に経費に算入されているということは、よくこれは説明すればわかるわけですが、補助金のように何々に関する補助金というふうにはっきりとして全体で別途計上されてきませんので、わかりにくいという点がございます。しかし交付税を見れば毎年若干ずつ普通交付税が増えていると、こういうことはそういう起債が配慮されていると、こういうふうにご理解はしていただけたらと思うんですが、今後十分そういった点わかっていたらいい方法の一つとしていきたいと、こういうふうにご理解しております。以上でございます。

議 長 はい、他にございませんか。 はい、7番議員！

7番議員 現東幼稚園の耐震調査をされたと思うんです。その結果と、移築にあたり数年前から健民運動場の拡張という計画を出されてたと思うんですけども、その中で隣接する福祉作業所、いわゆるすみれ作業所ですけども、当初から仮設建物で増築、増築というんかプレハブの増築という形で、近隣の市町を見ましても非常に条件的に悪いと言いますか、作業の効率化も上がってないという声も聞いております。私は以前に東幼稚園の跡地、跡地言うんかな、その利用としてお願いしたことはあるんですけども、具体的に話を進められているんか、またその後を潰して健民運動場の拡張に充てるというふうな、当然この案件について具体化されているとは思いますが、その辺どこまで進んでおるのかということをお聞きしておきます。

議 長 はい、教育委員会事務局長！



教育委員会事務局長 東幼稚園の耐震の結果ですが、結果については耐震では十分耐え得るという逆の結果でございます。というのは、柱周りとかは十分いけるという数字が出ております。数字については現在資料を持っておりませんので、もし何でしたら全員協議会でということをお願いしておきます。

吉田議員のご指摘の、東幼稚園を場所を変えて附属化ということで変わりますので、後の建物の利用とかについての福祉作業所等の話は私たち聞いております。それについてと、いわゆる我々が計画しておりました健民の拡張という問題がありますので、先ほど教育長が答えましたように十分協議していきたいという段階でございます。

議 長 はい、7番議員！

7番議員 教育長が先ほど答弁されたようにクラック等がいつているというふうな状態で、私現地確認しておりませんのでわかりませんねけども、いま事務局長が答弁していただいたように十分耐え得るという状況の中で、今後かなり財政の方も広陵町だけじゃなくて全国的に厳しい中でいかに再利用を図っていく、いわゆるごみの問題にしてもいろんな再利用再利用と言われる中で、使えるものは十二分に利用すると、そこですみれ作業所のことでもできたらお願いになるんですけども、その経緯については皆さんもご存じだと思うんです。今の新しい福祉会館の中でという話も私は聞いております。しかし生徒さん達が、心身障害者をお持ちで、いつ何時表に飛び出すかわからないような状態の中で日常を送るとなれば、当然南側については町道も走ってかなり東側も県道という形で車の往来もあり、事故等の発生率も高いと、その中ですみれ作業所の方としても現在の東幼稚園を利用させていただくのであれば、いろんなこれからのどう言いますか、父兄も合わせて、明るいみんなが喜んで生活ができるんであろうと私は思うわけで、できるのであればそういう私なりの要望ですけども、今後それを含めてご検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 答はよろしいのかな。

7番議員 はい。

議 長 はい、他に質疑ありませんか。 はい、3番議員！

3番議員 中将橋の架け替え工事に関してなんですけども、これは予定よりもだいぶ遅れてたんじゃないかなというふうに思うんですけども、いま最終的なあそこの高田川の全体的に工事は大体いつ頃終わる予定なのか。それと中将橋ともう少し安部橋ですか、改装はいつ頃までかかる予定なのかちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 現在の聞いているところによりますと、中将橋の架け替えと100メートルほど上部に歩道橋みたいな安部橋というんですか、あれもあります。あれから農面道路をご存じだろうと思っておりますけど、あの辺まで

が今年度12年度事業でございます。遅れるかもわかりませんが、12月末に発注したと聞いております。13年度につきましては中和幹線の手前ですね、現在のあの中和幹線の手前の橋、あの辺までが13年事業と、そのように聞いております。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 中味については賛成です。

しかし財源の問題というのは、私たち自身もこの場で交付税についての議論は繰り返し行ってきたものであります。そして国の財源を合わせて、地方国合わせると六百六十数兆円の財源を持っている。こういう借金を持っている。そしてその中味についてもですね、いま財政自体が崩壊して結局国の施策で言うと、建築いわゆる公共事業が従来のままに据え置かれてですね、福祉の部分における財源のカットが激しくなっている、こういうような状態です。もちろん自治体における事業というのは、必要なものであれば、これはもう借金してでもやっていく、当たり前のことだと思います。しかしその場合の計画性の問題が絶えず問われるわけです。思いつきあるいはまたこの幼稚園についてもですね、改修工事で賄っていかうという計画が、東小学校の建築に合わせて新設になる。あるいはそういうふうな問題についての議論を中長期計画の中で議論してきたものでないわけですから、そういう点についての財源の問題というのは、やはりどういう形で他に影響を及ぼさないような形で取り上げていくということも必要だと思います。そういうふうな議論というのも内部で行っていただいていると思いますけれども、こういうところの計画性の問題というのは、それこそきちっと議論をしていく、絶えず議論をするということを念頭に置かなければならないということを描きおきたいと思っております。

それから地方交付税で、先ほどからいわゆる起債の元利償還金の45パーセント、あるいは今まで50パーセントが交付税で算入されるという議論の中味で言えば、いわゆる町民税が増えていく中においては、正味これが町の財源にプラスにならないというのは当たり前のことなんです。それともう一つは、地方の単独の意志決定がこれほど重要になった時期がないわけなんです。いわゆる地方分権の中であってですね、広陵町においてもこういうような箱物の施策の一方ではソフト面における費用については消極的な側面が非常に強い。いわゆる介護保険においても1,000万円の税をですね、広陵町独自で、奈良県では広陵町だけが65歳以上のお年寄りから税負担をさせるとかですね、こういうようなところの部分を見ていくと、この公共事業というのを優先させるというのは、広陵町全体で言えば福祉やその他における財源の使い方という

のは当然念頭に置かなきゃならないと思います。そしてこの地方交付税で算入されるのがあたかも地方単独事業における手法だというように考えておられるわけですが、私たちは度々言っているように、国の地方交付税施策は破壊している。従来の方交付税の考え方を逸脱している。本来であれば国税三税を引き上げなければならないのに、その財源がないために国は地方交付税特会を設けて、この財源自体も隠れ赤字として地方自治体に押しつけられる危険性が非常に強くなっている。このような状況を財政担当者は頭に入れてやらなければならないと思います。

地方単独事業があたかも地方交付税元利償還金が有利な施策だというのは幻想にすぎないということも念頭に置く必要があるというように思います。いま皆さん方も当然承知のように、地方財源の問題は深刻です。そしてその中味の最もからくりとして使われているのが地方交付税特会、国税三税の割合を引き上げないで、借金に借金を重ねて最後は地方自治体にその犠牲を押しつける。この姿勢がより鮮明になっている事態の中では、ぜひ財政当局においてもこの問題を念頭に入れながら、従来どおり有利だ有利だという認識ではダメだということを重ねて指摘しておきたいと思います。

議 長 寺前さんどっち。

4 番議員 当初に賛成とっております。だから、必要な施策については自治体は当然借金を負ってでもしなければならぬということとは前提です。

しかしそのためには今回のように突然に新築が出るのではなく、計画性をもっともっと重視しなくてはならない。私たちはそのために絶えず年度年度における長期中期計画について提出を絶えず迫っているわけです。そういうような前提で財政当局が本当に真剣に考えねばならないということを指摘しているわけでありませぬ。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第1号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案どおり可決されました。

議 長 次に、日程4番、議案第2号、平成11年(ヨ)第75号ごみ処理施設操業停止仮処分申請事件に係る訴訟の和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について説明願います。 助役!

助 役 この件につきましては、昨年12月25日の本会議の席上で町長が表明いたしましたとおり、確定期限を定めるというものでございまして、現在の清掃センターの操業を平成17年6月30日限りで停止するというものでございまして、非常にこの時も表明いたしましたように、非常

に厳しく不可能に近いものと認識しておりますが、しかしながらこれ以上地元の皆さまと裁判において争うよりも、円満解決をして新たな視点で新施設建設に向けた取り組みに勢力を傾注いたしまして、難局を乗り越えるべきであるということで、断腸の思いで町長が受諾することを決断されたものでございます。

従いまして、議会の皆様方の中におきましても、いろんなご意見があるかと思っておりますが、一つその点を十分ご理解いただきまして、この和解案を受諾することにご理解を示していただきたいと、かように申し上げる次第でございます。簡単でございますが、お願いをいたしまして説明に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 14番議員！

14番議員 ただいま助役から説明いただきましたが、この裁判上和解という問題についてですよ、その問題やな。和解というこの日にちの問題についてですが、これ執行権のある町長と、そしてこの代表者の辻正夫さんですか、これがその他多数おられますが、それで裁判の和解ということに日にちが決められたわけで、私たち議会人としてはあくまでも新設を早くやって下さいということの議決もしておりますし、何らそういう新設においては、わしらは非常に結構だと思いますし、ところがやはり今日までの歩みから見てみたら、執行権のある町長、あるいは三役と言いますか、その動きが非常に、どう言うていいか鈍かった。そういう線を裁判上裁判官がそういう考え方に立たれてこの日にちを大体決められたということだと思いますが、議会の協議会においては19年ですか、という説明を議会からされまして、それも一つの考え方で、そこまで延びるのやったらやむを得ないなあと、理事者はそういうふうと考えてんねんなあとということでございますが、しかしこれ反対をしておられる町民の皆さん方は、全町民の歩合率からいきましたら本当のわずかなお方でございます。あとなくなれば難儀だという町民皆さん方の考え方がほとんどであります。そうした線に私らは議会議員として町民皆さん方から、そういう回答を、もう塵芥焼却場をなくすということだけは絶対してもろたら困りますよと。いやそれはもう心配していただかんでもよろしいと。それは議会人として徹底をいたしますと、なくなるということは絶対そんなできませんということで町民皆さん方と約束をしておりますし、そういう点から見ましてここに三役あるいは町長、執行権のあるお方の決意と言いますか、この和解に議会に提案する以上、絶対和解に間に合うようにやりますと。できなんだ場合は責任を取りますとということまで決意をしておられるのか。議会がそうして付いていけるのか。そういう声明があれば、これは議会としてもこれは付いていかざるを得ないと思っておりますが、それとここに条件がいろいろ載っておりますが、債務者と債権者ということから、いろんなむこうの言い分が、この文書は

裁判所で和解の時に理事者側が受けられた項目であるのか、この条件はただ日にちだけの決定であって、このいろんな条件は自治体あるいは辻正夫さんらの方で考えられて作られたもので、裁判とは関係あるのかなのか。またこの条件が本当に受けられる条件か、その点についても執行権のある町長三役に考えて発表していただきたいと思いますし、私は新設を早くしていただくということについては、何ら全員議会が16人、これ全員一致で議決をしておりますので、そういう議決とかそういう問題になりますと、いま法律第38条とかおっしゃいまして、議会の議決が要るというようなことですが、そんな議会の議決はどういう面で何がために要るか。そうして議会の議決ができた場合には、どういうふうに理事者が今後、結局は新設を命がけでやる、町長の責任をかけてやるというところにすぎますが、それ以外に他には何も議員としては。しかしこの条文だけは私たち議員としてはちょっと受けがたい。この条文だけは受けがたいと私は判断をいたしますので、そういう点もこの条文についても全責任は町長三役が持つんだと、だから議員には一つ関係ないんだということをはっきりと弁明をいただきたい。こういうことで、私らは協力すべき点は予算を出されたらすぐにそういう議決のできる範囲でやっていきたいと思いますし、いくら言っても同じことですが、この条文には議会議員としてはもう賛成でき得ないということと、町長の決断も命を懸け責任を持って一つ和解の期日までやる。あくまでもやります、できない時は責任を取ります。この意志をお願いして、私のご意見といたします。終わります。

議 長 はい、町長！

町 長 ただいま松本議員のご意見を慎重にお聞きいたしておりました。当然のことだと思います。ということは何と言いましても、言い訳になりますので細々とは申し上げられませんが、遅々として次の処理場を作るためには、現在のように進みませんでした。これは理事者の責任であると自覚しております。そのためにも地元の協定大字の皆さん方、また特に3丁目の皆さん方がこうした訴訟に出られたと、そうした行動についても非常に私は、この機会を活かしてこそ災い転じて福にしていくという気構えで、命懸けでこの和解案を、裁判官の提案していただきました案でございますので、それを3丁目の方も受諾していただき、また我々も受諾することによって、今後は共にいろいろと現在の清掃センターの管理の面につきましても、やはり心配のない安心してご協力願えるようなやはり交わりをしていかなければいけないというふうにも考えておりますし、この和解案を受諾いたしました以上は、平成17年の6月30日には必ず次の清掃センターを、処理場を作るという決意のもとで和解に受諾したわけでございますので、皆様方のご理解と強力なご支援をお願いしなければいけなくなると思いますが、よろしくをお願いいたします。やります。

ありがとうございました。

議 長 はい、14番議員！

14番議員 町長の決意は今はっきりと命懸けでやると、この決意しか他にないと思います。ところが助役にお尋ねしますが、こういういろいろな条件を出しておられますが、できたらこんな関係ありませんが、こんな条件はもう裁判所に出たんか出てないのか、それちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議 長 はい、助役！

助 役 私の方からお答えさせていただきます。

この和解勧告案というものは、裁判官が和解勧告をするについて作られたものでありまして、南3丁目さんあるいはまた広陵町が作ったものではございません。裁判官がこれで和解をしたらどうですかということでお示しになったものでございます。

従いまして、先ほど二つ目のお問いでございました96条の議決の件でございますが、町長が決断いたしましたようにこの和解案で和解をいたしますと言うことでございますので、必ず議決が要ということでございますので、その点も合わせて申し上げますとよろしく願いいたします。

議 長 14番議員！

14番議員 この辻正夫さん代表で出されておるこんな条件はもう必要ないということですね。

議 長 はい、助役！

助 役 いま仰せのことでございますが、あくまでもこれは裁判官が示されたものでございますので、その裁判官の示された原案についての、ここに載っておりますのは、裁判官から示された原案でございます。これにつきまして町といたしましても、それで結構でございますということでございますので、これは全部合わせてということでございますので、その点もよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑ありませんか。 15番議員！

15番議員 少し質問させていただきます。

いま説明の中で、助役の中で和解を受けると、平成17年6月30日で和解を受けると、困難は困難やというお話しを聞かせていただきました。その中でいま松本議員の質問の中で町長さんは、17年6月30日まではやるという決意も聞かせていただきました。

ただ、説明の中での質疑ですねけれども、できにくい、今までも全員協議会でも聞いておりますように、元々は町側は平成21年くらいでしたかな、9年ほどかかるというお話しも聞かせていただいております。その中で4年半というのは厳しいようにも思います。ただ、ここで一つ質問ですねけど、もしか新候補地が予定地も決まり建設もいけて、それでもやっぱり6年から7年かかるようになったときにですね、今のこの和解案

で平成17年6月30日で期限が切れる、ここで止めてしまわなきゃいけない。その時の対応策、いろんな対応策があると思うんですけども、よく共産党が言われるように他町とか他市どっかそういう受けてくれるところがあるというお話も聞いたこともあります。それとか、いろんな考え方があると思うんですけども、その辺特にこの和解を受けるということは、できるということも決意ですけども、まだちょっとその時期までには遅れる可能性もあると思います。その中での対応策、今考えておられるいろんなことがあると思いますねけども、その辺を少しお教え願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 非常に難しいご質問でございます。しかしそれは非常に大事なことだというふうに私も理解をいたしておるわけでございますが、今現在そしたらどうするんだということになってくるわけでございますが、そのことにつきましてはやはり今まで申し上げてきましたように、今現在でどうこうということをお願いに行きましても、それはおそらく同じことだろうと、こういうふうに思うわけでございます。従いまして、非常に努力をやりまして、その結果もしそういう事態が生じましたら、その時やはりお願いするしかないというふうに私は考えているわけでございます。

議 長 はい、15番議員！

15番議員 そしたらもう少し質問させていただきます。

17年6月30日と期限をきるということですので、町の方から出しておられるスケジュール表、委員長会でも出張さんの方からも出ておりましたけども、スケジュール表をこの17年6月30日までに書き換えるという計画があるのかないのか。この1点だけにしときます。

議 長 はい、助役答えてください。

助 役 これも大変難しい質問で申し訳ないんですが、今のところやはり目処が立ってないということは、これはもう事実でございますので、それに合わせたスケジュール表を作るということは非常に至難だというふうに感じているわけでございます。

議 長 はい、7番議員！

7番議員 いま助役の答弁を再度聞いている中で、町長が命懸けでやるということで表明しているわけです。にもかかわらず、そういう発言をするということは一体どういう気持ちを持ってこのごみ処理の当初から室長という立場を認識しているのかなあ、私は今ちょっとふと感じたわけです。だから町長が命懸けでやるという決意のもとで、25日涙ながらに表明された。それを受けてナンバー2という立場の中でしっかり認識しないと、平成17年の6月30日にはできない。私も地元でいろいろとかなり厳しい立場にはおるわけです。平成17年に作るという決意をしていないという、私判断したわけです。

再度質問いたします。町長が命懸けでやるということに対して、助役  
の決意はどうですか。それと吉岡議員の質問に対して、あやふや、まだ  
決意ができてないと、再度言いますけども、そういう認識を持っており  
ます。そして広陵町役場といえども一つの企業、これからは企業という  
形で日本全国を駆け巡るだろうと認識しております。先ほどの東幼稚園  
の方でいろいろと数人の方が言われたわけですけども、かなり全国的に  
借金が膨れ上がり、少子化、当然先は見えているはずですが、皆さんも頭  
の賢い人ですので、先は見えております。その中でいかに再利用を、で  
きるだけ節約をやっていくかということは今後の課題になってくる。そ  
して地球環境、まあ大きい話になると思うんですけども、ある程度子孫  
繁栄を願うならば、どういった施策が必要だと、それは横道に逸れたん  
ですけどね、元へ戻りますけども、町長が言いましたように、答弁され  
たように助役の決意を再度お聞きしておきます。

議 長 はい、助役答えてください。

助 役 もちろん私は助役でございますので、町長に従って断固としてやっ  
ていきたいということは変わりございません。もちろんその場合、私は私  
なりに責任を取りたいと、かように思うわけでございます。

スケジュールにつきましては、はっきりと目処が立たなかったらでき  
ないと申し上げているだけのことでございまして、目処が立てばスケジ  
ュールは当然できるということでございます。

議 長 はい、7番議員！

7番議員 辞めたら済むんやというふうな問題ではないと思うんです。だからも  
っと助役という立場で最後まで行くという決意を、多分持っておられる  
と思うんですけども、辞めたら終わりという発言は、できたら撤回して  
ほしいと。

それとそういう発言、この場で非常に、くどいことは止めときますけ  
ども。

議 長 はい、助役答えてください。

助 役 責任を取ると申し上げただけで、辞めるということは申し上げており  
ませんので。それはどのように取られるかわかりませんが、とにかく  
早く決めることがやはり一番の先決でございますので、それに向かっ  
てまいりたいということで申し上げたわけでございます。

議 長 他に質疑ありませんか。 13番議員！

13番議員 新しいところに取り組みされてきた問題と、それからこの和解案の内容  
についてのちょっと疑義のあるところを質問させていただきたいと思  
います。

町長は2期目の時ですね、平成6年に地元大塚、安部、六道山、平尾  
と延長の協定を結ばれ、それから新しいところへ移築するということが今  
日に至ったわけでございます。一生懸命やっておられたとは思いますが、  
全く進まなかった。この辺について先ほども命懸けでやると、こ



うおっしやっている。これはあまり命懸けてやっていただきたくはないんですけれどもね、何が欠点でここまで進まなかったのか、やはり役場のこういうことに対する取り組みですね、これのどこに問題があったのかということをやっぱり検証しないと、またまた向こうへ進んで行って同じことになるんじゃないかと。大きな僕は役場の中の考え方、あるいは体制に問題があったんじゃないかなあという感じをしておるわけでございます。と申しますのは、役場が一体でと言ってるけど、本当に役場が一体となってこの問題に取り組んだのかどうか。そういう取り組み体制を作ったのかどうか。ちゃんとしたんだけど職員が動かなかったのかどうか。そういう問題でございます。どういう知恵を出したのか、こういうところ辺が大変僕は大事な、今後これを速急に進める時には大変大事な問題になると思うんですよ。

と言いますのはね、人間ものを頼まれて得なことはないんです。頼まれたことはたいがい損なことですからね、頼みます頼みますで物事が解決することはないんです。その辺のことをやはり十分考えて今日までやってこられたのか。やはり僕は町長命懸けでとおっしやるんなら、今日までのことを検証していただいて、そして今後の体制を組んでいただいたらと思ってるんですけど、この点について一つ町長の考え方をお聞きしたい。と言いますのは、やはりそれだけじゃなしに、いろんなものを合わせてやはり推進していき、広陵町の町づくりの中の一つとしての考え方を持ちませんとね、ここに山間部があるわけでもなし、平野部の所でどこでやってもやはり同じことが言われると。非常に山間部がありまして、そのまま人里離れたところがあって、そこでというところではいけないわけなんですよ。そしたらこの焼却場と言うんですか、清掃センターが来ることによってその地域が良くなるような案を出さなきゃダメなんですよ。みな悪くなるから反対するわけなんです。そういう点についてどこまで知恵を出しておられるのか。やはりこの辺が僕は一番大事なところじゃないかと思しますので、今日までのことについてどういう具合にやってこられたのかお聞きいたします。

その次にこちらの方ですが、これは前々から言っておりますように、和解の要旨の第3、債務者は債権者らに対し、広陵町清掃センターを第三者に転売しないということでございますので、これはそういう期間中ということという解釈をしておりますが、それで間違いがないかどうかという点でございます。

その上の2項につきまして、1日あたり10万円の割合の違約金を払うと、違約した場合にはですね、ということになっておりますが、町民の皆さんの解釈では10万円さえ払ったら、それは運転可能じゃないのかという解釈もございますので、この辺の解釈をきちんと説明をお願いしたい。

その次には9でございます。地域住民に健康被害の申し出があれば、

債権者馬見南3丁目自治会と債務者は協議すると。この場合に地域住民という言葉が使われております。これは文章から見れば南3丁目地域住民と推測されるわけですが、それであればそのようにやはり確実に変えておく。それ以外の地域であればそのようにまたちょっと意味がおかしくなるんじゃないかというような感じがいたします。それと同時に健康被害の申し出って、非常に抽象的でございますね、実際に清掃センターに起因する当然健康被害ということだと解釈いたすわけですが、非常にその辺が抽象的などころだということでございますので、その辺の見解がはっきりいたしておりましたら、一つ説明をお願いいたしたいと思っております。

議 長 はい、助役答えてください。

助 役 非常に今日までどのようにしてやってきたかということでございますが、本当に進まなかったということは、これはもう事実でございます、この点につきましてはおっしゃる様に十分検証をいたしまして、反省の上に立って今後進めていきたいと、かように思うわけでございます。

それから1日10万円ということでございますが、これはいわゆる相手方さん、債権者との方のやはり了解の上でということになるかと思っておりますので、了解事項という解釈をいたしておるわけでございます。従いましてダメですよということになれば、これに関係なくそこでストップということになる場合もあり得るということでございます。

それから地域住民という範囲とか、それから限定とかのこういう解釈でございますか、これにつきましては全般的に見まして、すべて清掃センターの操業期限というものについての仮処分のことでございますので、そういう広範的な広い意味から限定されてると、従って範囲につきましても3丁目さんとの範囲のことであると。それから案件に関しての健康被害につきましても、いわゆる3丁目さんとの間の和解でございますので、3丁目さんとの健康被害であるというふうに解釈いたしておるわけでございます。しかし実際に健康被害が他にも出たということになりましたら、当然対応しなきゃならんと、かように思うわけでございます。以上でございます。

議 長 はい、13番議員！

13番議員 いまおっしゃった健康被害の件でございますねけど、これはあまりいろいろ大きく申し上げていきますと、また次のところに問題が出てくるということでございます。これ健康被害が出るほどのね、もしそういうことになるとしたら大変な量のものが出ないとね、なかなかならないものなんです。

これ私たまたま朝日新聞の去年の12月29日、厚生省がダイオキシン類の濃度等を母親の生活環境等の環境について要綱、調査があったデータでございます。それが1997年から98年度に母乳を採取し調査したと、約500名でございます。その結果をここに出しておりますが、

ほとんど9割は食べ物による影響だということでございます。その中味を見ますと、ダイオキシン類の濃度が高かったのは動物性脂肪の摂取量の多い人であったと。特にロースハム、牛乳、魚介類ではシラス干しとウナギを多く食べている人が濃度が高かったということでございます。

いま申し上げましたように、ほとんど9割が食べ物からの摂取で、喫煙等とは関わりなかったというようなことも書かれております。ということで、やはり国がこのダイオキシン対策をして0.1ピコグラムですか、以下にしようというのは、これは国を挙げてやはりそういう食物連鎖を減らそうということが主体のことでございます。そういうことで余程じゃなかったら僕は健康被害ということを心配することはないとは思いますが、そりゃ特殊に機械が故障し大量のものを出したというような場合は、そういうことも考えられると思うわけでございます。特にそういうことを過大にされないように、次のことを考えたらお願いしたいと、このように考えるわけでございます。

先ほどの答弁でちょっと抜けておりましたのは、第三者に転売しないというのは操業期間中という意味に解釈したらいいのかという点に答弁がございませんでしたので、これは再度答弁をお願いしたいということでございます。

先ほど非常に抽象的な、この新しい取り組みについての本当に検証を、今までのやってきたことの検証をお願いしたいということ。これはそれから出発しないと、僕は向こう向いて進まないと思うんです。役場の体制がこれで良かったんかどうか、どっかに欠点がなかったんかどうか、やっぱりそれを十分検証しないと絶対に進まない。

町長につきましてお願いいたしておきたいと。町長の任期はもう後7月まで、一応今期の任期はそこまでになっております。やはりこれを受諾するという決心をされて命懸けとおっしゃっている以上は、この期間中にでも何らかの目処を付けるというお気持ちでおっしゃっているんだろうと思いますんですが、その点について一つ再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議  
町

長 はい、町長！

長 昨年暮れにおきまして、訓辞の中におきまして今現在広陵町はごみの問題が一番大きな問題であるということの認識を職員の皆さんに求めると同時に、新しい世紀を迎えてごみを半減していく、リサイクルできるものはリサイクルをやる。そして生ごみは堆肥に、土に還元できるような方法を考える。その上で、ごみを少なくした上でごみの処理をしていかなければいけないと。だからこれは全町民の皆さん方に訴え、その認識に立っていただくための町としての行政努力は、もちろん欠かすことができないと。どうか心一つにしてやっていただきたい、やりましょうということでお願いし、また新しい年を迎えても、そのことも再度町長が先陣を切って、先頭を切って行きますからよろしく応援を頼む

ということも皆さんの前で断言すると同時にお願いをしたわけでございます。

また今年の8月の7日には私の任期が終わるわけでございますけれども、私は命懸けでやるつもりですから、もちろん続いて立候補をさせていただかなければできないわけでございますので、またそれは選挙は選挙として別に、また議員の皆様方には何かとお手をわずらわすかと思いますが、命懸けで頑張るという決意はできておりますので、先陣を切ると。またただむやみやたらに先陣というのではなくて、やはり全員の職員の英知を集め、そして力を集中し、そしてその上で町長が、具体的に言うんならばいろいろと用事はあるわけでございますけれども、もう午前中は町長室において来客なり、あるいはまた内部での話し合いもあるかと思いますが、午後にはやはり外に出て、新しい候補地に向かって長はもちろんでございますが、一般区民の皆さんの家庭にも入り込み、じかに健康的な被害は絶対に起こさない、安心をしてもらうための説得も必要かと思えます。また資料も必要かと思えますし、それを私が午後にはもう町長室におらないというくらいにして、私一人ではありません、有能な職員の皆さんの力も借りて一緒にやっていきたいなあと、かように考えております。

具体的にということは、今日こうして皆様方の賛同を得るまでは、これはそういう計画も立ててはおりません。しかし頭の中ではちゃんとどのような方法でこのようにしていきたいという、私は私なりの考え方がございますので、それは三役等もよく英知を集め、そして職員の皆さんと共にやって行かなければいけないと思えます。と言って他の行政をおろそかにしておるのでは、何の意味もありません。今までより以上にやりながらごみ問題に一つの意志を集中して、それをフルに回転させていくのが私の責任だと、かように考えておりますので、一つまあ見といてください。また途中みかだるいところがございましたら、遠慮なくお叱りなり指摘なりしていただきたい、かようにお願いをしたいわけでございます。その点一つよろしくお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議 長 はい、助役！

助 役 先ほどの和解条項の第3項でございますが、債務者は債権者らに対して、広陵町清掃センターを第三者に転売しないという期間はいつまでかということにつきまして、これは債権者債務者双方裁判官の条項が示された時に質問させてもらって、これは操業期間中に限るんだということを確認させてもらっておりますので、そのことを付け加えさせていただきます。どうも失礼しました。

議 長 他に質疑ありませんか。 2番議員！

2番議員 ちょっと質問させてもらいます。

いま古寺地区ですか、候補として交渉されているわけです。ただもし

万が一にも不発に終わるということになりますと、古寺地区は当然外れるんですか、候補から。いま馬見南3丁目はあの移転をするということですから、当然全町の自治会区を見たら当然なると思います。ただ、いま古寺地区に交渉をしていただいているわけですが、もしそれが不発になれば当然古寺地区も外れるということになるかとも解釈するわけです。それだったら一応ある程度の状況を見極めて、どうせこれやると言ってるんですから、私の地区も含めて議員の皆さまも全部入ると思うんですよ、予定に。そこらもよく決断がね、どのみち後で賛否の起立云々になると思うわけです。大変なことですから、本当にこれはやらんなんいかんということとはもう現実です、もう崖っぷちです。ましてやそこへ足枷まではめられて泳がれないかんわけですから、もうほんまにこれ大変なことやと思うんです。そういうことも踏まえて一つ考えていただく。

だから私は起立をした以上は、当然この2005年ですか、一応約束の期限まではかなり町サイドに再三姿勢を参入して行かなければいけないと、こう思っております。再三この最初の経緯を聞きますと、最初の15年は知っているわけです、最初安部地区でしたから。それから再三こう追記のように約束事ですか、されてきたわけですが、私知ってるのは去年安部村の総務役をしておりましたので、2009年ですか、の同意をいただきたいということは知っております。だから中はなかなかちょっと知らないんです。従ってお恥ずかしい話ですが、ちょっと最初からの経緯をもしわかる範囲で、ちょっとお聞かせいただいたらと思います。よろしく。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 最初からの経緯ということですが、当初の15年の経緯はご存じあると。いわゆる協定大字、六道、大塚、安部、平尾、それから別所と、15年協定を結んだときの協定大字とは、平成7年に向こう7カ年延長云々という協定を結ばせていただいたわけですが、日はちょっとまちまちですが、六道、大塚、安部については平成7年の1月、それから平尾については2月、それから別所については5月、それからみささぎ台については確か秋だったと記憶いたしております。それから馬見南3丁目さんとは平成9年の1月、協定を結ばせていただいたわけですが、みささぎ台と馬見南3丁目につきましては新たな協定と、初めての協定ということで結ばせていただいたところでございます。以上です。

議 長 はい、2番議員！

2番議員 ありがとうございます。これは今度の場合はこの再三のような挿し木はもうあり得ないと思うんです。もう裁判でね、あこではもうダメなんだということを言っておりますので、こういう再三の挿し木のような協定の作り方はないと思います。従って後で賛否の時に起立の場合は先ほども申し上げましたように、かなりご意見等強く要望していくように私は思います、性格上。そういうところも踏まえておいていただきたいと、

かように思います。よろしく。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

討論ありませんか。 1 2 番議員！

1 2 番議員 地元 3 丁目出身の議員としまして、賛成討論でございます。

今回の町長はじめ当局のご英断に心から敬意を表する次第でございます。地元私も 3 丁目に住んでおります。先ほどから等々と町長の決意をいただいたところでございます。

私ども議員としましても、何も町に全てお任せする、このような考えではございません。地元自分でもごみを出していることは確かでございます。清掃センターがないと処理できない、これも現在の都市生活上不可欠なことでございます。地元の 3 丁目の総会においても、その声が出ておりました。地元にも私まわらせていただいている時、私たちもごみを出している、これはまぎれもない事実でございます。今回のそのような町長及び当局サイドのご英断でございます。どっちに立っても英断と思えます。そのようなことで我々も一生懸命この協定に基づき、誠心誠意進みたい、このようなことでございます。私も地元のご意見ということもいろいろ聞いておりますので、ここでそういうふうなお札をちょっと一時表明させていただきまして、この協定について賛成としたい、このような決意でございます。よろしくお願ひします。各議員の皆様方にも、そのような熱意でございますので、よろしくご賛同の方をお願ひしたい、このような決意でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 他に討論ありませんか。 5 番議員！

5 番議員 賛成の立場で討論をいたします。

今回和解案が出てきまして、和解というものは町にとりましても、また南 3 丁目にとりましても、双方にとって痛みを伴うものでありますが、今回清掃センター問題解決に向けてこの和解を受諾することが、本当に大きな一歩を踏み出すということになりますので、大いに賛成をすることです。

そしてこの和解案を実現していくためには、町長先頭に理事者、議会、町民が一丸となって努力協力をしていくことは当然でございます。議員の立場としても今後この清掃センター移転について協力努力を惜しまないものであります。

なお、一言付け加えさせていただきますが、この和解を実現するにあたって、今後は南 3 丁目地元の皆さんとも和解実現に向けての協議を大いに進めていただく、重ねていただくことを要望として一言加えておきたいと思ひます。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。  
議案第2号は原案どおり可決することに異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

議 長 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に附議されました事件は終了いたしました。会議を閉じます。

平成13年第1回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P. M. 0 : 07 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成13年1月9日

広陵町議会議長 中山 正

署名委員 青木 義勝

署名委員 笹井 正隆